

社会福祉法人西益田福社会

たばこ対策取組宣言

1. 受動喫煙の防止に努めます

- ①喫煙者は、受動禁煙が防止できる環境下でしか吸いません。
- ②喫煙者は、妊婦や子供の近くでは吸いません。
- ③喫煙者は、プライベートの場でも①、②を守ります。

2. 禁煙支援について、わかりやすく周知します。

- ①ポスターの掲示。
- ②リーフレット等資料配布。

3. 仕事や地域で利用する公共施設等の禁煙、 分煙の状況について関心を持ち受動喫煙 防止の環境整備に協力します。

平成 29 年 8 月 1 日

社会福祉法人西益田福社会

理事長 杉原 寛臣